

2021年3月10日

# 株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

**株 式 会 社 A L B E R T**

代表取締役社長 松本 壮志

## 第16回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は可能な限りご出席を見合わせていただき、郵送（書面）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。その際にはお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後7時までには到着するよう、ご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番3号 住友不動産新宿グランドタワー5F  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
  - 報告事項 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 定款一部変更の件
    - 第2号議案 取締役5名選任の件
    - 第3号議案 会計監査人選任の件
    - 第4号議案 取締役に対する業績連動報酬支給の件

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、委任された株主様の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

---

当社ウェブサイト

<https://www.albert2005.co.jp/>

---

## 第16回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

2021年3月26日に開催を予定しております当社第16回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、以下のとおりご案内いたします。

### 1. 当社の感染防止に向けた対応について

当社は、本定時株主総会の開催にあたり、以下のとおり対応させていただきます。

- ・取締役、監査役及び運営スタッフ全員が、マスク着用で対応させていただきます。
- ・取締役及び監査役の一部が、ウェブ会議システムを利用して出席させていただく可能性がございます。
- ・株主様の会場滞在時間を短縮するため、監査報告を含む報告事項の詳細な説明は省略し、質疑応答についても時間を短くするなど、本定時株主総会の進行を速やかに行う予定です。
- ・会場受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場受付にて、株主様の健康状態を確認させていただき、体調不良と見受けられる方には検温をお願いする場合があります。検温の結果、37.5度以上の発熱が確認された方には、ご入場をお断りする場合がありますので、予めご了承ください。
- ・会場内では、感染リスク低減のため、他の株主様と間隔を空けてご着席いただけるよう、会場スタッフよりご案内させていただきます。

### 2. ご来場予定の株主様へのお願い

感染拡大防止を目的として、本定時株主総会当日の会場へのご来場は極力控えていただきますよう、お願い申し上げます。

- ・当日までの健康状態をご勘案の上、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方におかれましては、本定時株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。

### 3. ご来場の際のお願い

ご来場されます株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、株主様用のマスクについては準備がないため、あらかじめご了承ください。

また、ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

株主の皆様におきましては、本定時株主総会の開催にあたっての当社感染防止対策にご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

( 添付書類 )

**事 業 報 告**  
〔 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで 〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社が属する国内AIビジネス市場において、市場規模は2019年の9,601億円から2025年には1兆9,356億円まで拡大することが見込まれており、その年平均成長率(CAGR)は12.4%と見込まれております。(出所:富士カメラ総研「2020 人工知能ビジネス総調査」)

国内AIビジネス市場の中で、当社事業は分析サービス、構築サービス及び人材育成サービス等から構成されるサービス市場並びにアプリケーション市場を主たる市場と捉えており、いずれの市場も今後拡大が見込まれております。

一方、市場を支えるデータサイエンティスト(AI人材)の不足数は、3.4万人(2018年現在)であり、2025年には9.7万人、2030年には14.5万人にまで拡大する見込みです(出所:経済産業省及びみずほ情報総研株式会社)。これに対して、政府は2020年7月に「統合イノベーション戦略2020」を策定し、2025年までにAIの基礎知識を持つ人材を年間25万人育成する目標を掲げ、AI技術等の社会実装を目指しています。

加えて、政府は2020年12月にデジタル庁(仮称)の創設方針を含む「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、行政のデジタル化に向けてデータの蓄積・共有・分析の上、行政サービスの質的向上を目指す等、従来の想定を超える形でDX機運が高まっております。

以上のような環境下、企業内においても、蓄積されたデータを活用し、DXを加速させる企業が増加しております。DXに向けた事業アクションとして、自動運転、スマートファクトリー、5G、キャッシュレス等、各産業におけるAIとビッグデータを活用した新たな事業テーマへの取組みが活発化しており、当社が提供するビッグデータ分析及びAIアルゴリズム開発等のソリューションへのニーズが高まっております。

このような中、当事業年度において、重点産業におけるリーディングカンパニーとの取引が引き続き深耕しており、分析プロジェクトの受注が好調に推移しております。第2四半期には新型コロナウイルス感染拡大の影響により、分析プロジェクトの開始に向けた顧客内意思決定の遅れ等による売上計上時期の期ずれが発生しましたが、第3四半期以降は回復期に入っており、分析プロジェクトの受注環境は概ね正常化しております。

また、2020年12月期に実施しました外部調査委員会による調査に伴い、調査費用として総額176,822千円を特別損失として、一方、調査費用の発生に対する受取保険金として60,000千円を特別利益として計上しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,703,698千円（前事業年度比16.3%増）、営業利益は250,425千円（前事業年度比32.1%増）、経常利益は272,572千円（前事業年度比40.8%増）、当期純利益は146,115千円（前事業年度比22.1%減）となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント毎の記載はしておりません。

**(2) 設備投資の状況**

当事業年度に実施しました設備投資の総額は29,955千円であります。

その主なものは、先進技術研究用の機材購入等（26,618千円）であります。

**(3) 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**(5) 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第13期 2017年12月期	第14期 2018年12月期	第15期 2019年12月期	第16期 2020年12月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	872,283	1,630,775	2,324,335	2,703,698
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△158,133	199,270	193,632	272,572
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△172,977	248,100	187,536	146,115
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△71.30	88.33	54.88	33.06
総資産 (千円)	3,015,074	3,779,181	3,695,651	3,749,473
純資産 (千円)	843,585	2,047,090	3,216,155	3,361,766
1株当たり純資産額 (円)	325.52	627.37	727.00	759.99

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (9) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

### 1. 収益力と事業成長

#### ① 継続的な事業成長及び利益率の向上

国内有数のデータサイエンティスト集団として事業を展開していくにあたり、人員拡充にかかる採用コストや人件費の増加、その他一時的に発生する費用を吸収し、通期の営業利益の黒字化を達成しております。引き続き事業を継続的に成長させるとともに適切なコストコントロールにより、通期営業利益の黒字継続及び利益率の向上を図っていく考えであります。

#### ② ストック型収益の獲得に向けた事業展開

当社は、現在、主にAIの社会実装を視野に入れた企業に対するビッグデータ分析等のソリューション提供に注力しておりますが、その中で、企業との共同システム開発または汎用的な自社プロダクトの開発または共同プロダクトの開発が発生すると考えております。それらを開発・展開することで、企業との長期継続的な取引関係の構築及びライセンスフィーの獲得等によるストック型収益の獲得を目指していく考えであります。

## 2. 人材と技術力

### ① 人材の採用・育成

当社は、事業成長のために優秀な人材確保と継続的な人材育成が不可欠であると認識しております。特にデータサイエンティストをはじめとする社内DX人材の不足が社会的に顕在化している中、優秀なデータサイエンティストの獲得・定着に継続的に取り組む必要があります。また、最新の分析技術へのキャッチアップを含め、データサイエンティストの技術力、ビジネス力等を高める機会を提供していくことが、継続的な企業価値向上に繋がると考えております。

### ② 先進技術の習得

世界規模でAIが産業発展に必要不可欠になり、その開発が進む中、AIの技術革新に向けた研究が進んでおります。また、各産業におけるAI導入に対する需要が高まっており、当社に対する要求も複雑化・高度化してきております。当社は、クライアントニーズに沿ったサービス提供を継続的に行っていくため、常に先進技術の習得に取り組んでいく必要があると考えております。

## 3. 内部体制

### ① プロジェクト管理とサービス品質の向上

事業規模の拡大及びデータサイエンティストの人員増加に伴い、受注案件数の増加及び個別案件の大型化・長期化が進行し、プロジェクト推進体制がより複雑化しています。このような状況のもと、当社は各プロジェクトの作業工数をより正確かつリアルタイムで把握できるように工程管理を強化していくことが重要であると考えております。また、当社に対するクライアントからの期待が高まっており、サービス品質の向上にも継続的に取り組む必要があると考えております。

### ② 情報セキュリティ体制の強化

当社は、顧客企業が保有するビッグデータの分析、AIアルゴリズムの開発及びシステム開発を支援するにあたり、クライアントとの信頼関係を維持し、長期安定的にサービスを提供していくため、サイバー攻撃等に備えた情報セキュリティ体制の整備・強化に継続的に取り組んでいくことが重要と考えております。

### ③ 内部統制の整備

当社は、安定したサービス提供を維持するとともに持続的に成長していくため、組織が健全かつ有効、効率的に運営されるようにコンプライアンス・リスク管理体制を含め、内部統制の強化に継続して取り組んでいく必要があると考えております。

### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (11) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
データソリューション事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクト型サービス（ビッグデータ分析、AIアルゴリズムの開発、AIシステム実装等）</li><li>・自社プロダクトの提供</li><li>・データサイエンティスト育成支援</li></ul>

### (12) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

### (13) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163名	35名増	34.4歳	2.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおり、臨時使用人は含んでおりません。

### (14) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	66,676千円
株式会社三菱UFJ銀行	54,400千円

## (15) その他会社の現況に関する重要な事項

### 再発防止策の実施状況等

当社において、2019年12月期の一部取引についての売上高計上の妥当性について社内調査、外部調査委員会による調査が行われました。そして、当社は、2020年5月22日付で当該外部調査委員会より受領した調査報告書において提言された、調査の結果判明した事実関係及び原因分析を踏まえた再発防止策を実施することを同日開催の取締役会において決議しております。また、策定した全ての再発防止策について、下記のとおり実施を確認しております。

なお、2020年12月期の財務報告に係る内部統制について評価中ではあります。本件再発防止策の実施により、開示すべき重要な不備は解消に向かう見込みです。

今後も、再発防止策の実施につきましては継続的なモニタリングを行うことで当社の内部統制のさらなる強化に努めてまいります。

#### 1. 外部調査委員会から提言いただいた再発防止策の内容

外部調査委員会より、提言いただいた再発防止策は以下のとおりです。

- ① 再発防止策の実効性を担保する体制
- ② CFOの役割の明確化及び充実化
- ③ 教育・研修を通じた会計に係る知識・コンプライアンス意識の強化
- ④ 適切な会計処理に関するルールの整備及びコミュニケーション環境の改善
- ⑤ 不適切な会計処理に関与した役職員に対する適正な処分

#### 2. 再発防止策の実施内容

外部調査委員会の調査報告書における指摘事項及び提言を踏まえて検討し、以下のとおり再発防止策を実施いたしました。

##### ① 再発防止策の実効性を担保する体制

###### ・取締役会長の選任

適切にコーポレートガバナンスを運用し、取締役の経営と執行の要になる経営会議での議論を充実するため、社外取締役である松村 淳を2020年5月22日付で取締役会長として選任いたしました。

###### ・代表取締役の追加選任

各会議体での牽制機能を高め健全な議論及び業務執行を担保し、外部調査委員会の提言に基づく内部統制の整備等を一層進めるため、竹田 浩を2020年5月22日付で管理部門を統括する業務執行代表取締役として選任いたしました。

- ・再発防止委員会の整備と運用

外部調査委員会にて指摘された事項に関し、再発防止策の策定ならびに実施状況を担保し、もって内部統制及び会計を含むコンプライアンス体制を強化すること、ならびに重要なリスクに対応した内部統制の強化を目的とした再発防止委員会を、取締役会直下の組織として整備いたしました。

再発防止委員会は、代表取締役の竹田を委員長とし、常勤監査役である佐治及び内部監査責任者を委員として構成しております。これまでに計13回開催し、内部統制の改善状況のモニタリング、毎月の売上計上の適正性の検証、運用上の発見事項を検出した際の各部門への是正指導を実施いたしました。

- ・再発防止策の整備状況及び運用状況に係る内部監査の実施

各再発防止策が確実に実施、徹底されていることを確認し、万一実施されていない場合には当該事実を早期に是正することができる体制を担保するため、内部監査を計画・実施し、全ての再発防止策が適切に整備・運用されていることを確認いたしました。

## ② 職責・役割の明確化及び充実化

- ・職責・権限の見直し

外部調査委員会の指摘のとおり、各役職の権限や責任が十分に明文化されていなかったことが内部統制の不備に繋がった原因の一つであると認識し、組織及び各役職の職責・権限の見直しを実施いたしました。また、その過程でCFO、CDO及びCEOの役職を廃止いたしました。

- ・組織再編の実施

各部門の職責・権限も明確にした上で、組織再編を実施いたしました。

## ③ 教育・研修を通じた会計に係る知識・コンプライアンス意識の強化

- ・コンプライアンス教育及び会計教育の実施

全役職員を対象としたコンプライアンス研修を実施いたしました。さらに再発防止策の効果的な実施に必要な会計知識について学習するため外部専門家による会計教育を実施いたしました。

- ・再発防止委員会による指導の実施

再発防止委員会によるモニタリングの結果、内部統制上の発見事項を検出した場合は、当該部門へ是正指導を実施することで、会計コンプライアンス意識の醸成に努めました。指導の中で、ビジネスを遂行する上で会計上のリスクを適切に認識し、財務経理部門との間で適切なコミュニケーションをとることの重要性についても強調いたしました。これまでに是正指導は計4回実施いたしました。

④ 適切な会計処理に関するルール・手続きの整備及びコミュニケーション環境の改善

・適切な売上計上ルールの整備とコミュニケーション環境の改善

適切な売上計上の要件について外部専門家を交えて検討し、「売上計上基準」として明文化した上で社内に周知いたしました。また、営業部門と財務経理部門間の認識齟齬を防止するため、両部門間において日常的なコミュニケーションを可能にするための仕組みを整備し、運用いたしました。

・売上計上の適正性に関するダブルチェック

売上計上時には、営業部門及び財務経理部門による「売上計上基準」に基づいたダブルチェックを徹底いたしました。

・非定型的な取引等において適切な会計処理をするための手続の実施

非定型的な取引を検出し、適切な会計処理を検討するため、営業部門及び財務経理部門による受注時の契約書のダブルチェックを徹底いたしました。また質的重要性及び量的重要性の高い取引については、「売上計上基準」に基づいたチェックのみならず、お客様とのコミュニケーション内容や成果物の確認等、より細やかな実在性の検証を実施いたしました。その結果、第16期は非定型的な取引が発生していないことを確認いたしました。

・会計監査人への事前相談の徹底

日常的な会計処理に加えて、「売上計上基準」について検討した内容や月次での売上計上の検証結果を共有する等、会計監査人への事前相談を徹底いたしました。

⑤ 不適正な会計処理に関与した役職員に対する適正な処分

・代表取締役社長の松本 壮志の2020年6月から2021年3月まで報酬金額を減額した上で、2020年7月から2020年9月までの月額役員報酬の10%を自主返納いたしました。

・2020年12月期は役職員への譲渡制限付き株式報酬の付与を取りやめました。

## 2. 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,452,500株 (自己株式32,755株を含む。)
- (3) 株主数 7,200名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合	1,383,100 株	31.3 %
トヨタ自動車株式会社	165,800	3.8
株式会社マイナビ	165,800	3.8
株式会社マクニカ	163,000	3.7
日本ユニシス株式会社	133,600	3.0
KDDI 株式会社	97,700	2.2
株式会社SBI証券	89,700	2.0
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	87,900	2.0
BNY GCM ACCOUNTS M NOM	77,100	1.7
住友生命保険相互会社	71,300	1.6

(注) 持株比率は自己株式 (32,755株) を控除して計算しております。

当社は、トヨタ自動車株式会社、株式会社マイナビ、株式会社マクニカ、日本ユニシス株式会社、KDDI 株式会社と資本業務提携をしております。

### 3. 新株予約権等の状況（2020年12月31日現在）

#### (1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第13回新株予約権	第14回新株予約権
発行決議日	2016年1月29日	2018年2月14日
保有者数	取締役（社外取締役除く） 1名	取締役（社外取締役除く） 1名
新株予約権の数	16個	870個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,600株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 87,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,200円	新株予約権1個当たり 1,500円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,715円	1株当たり1,609円
権利行使期間	2018年4月1日から 2024年2月18日まで	2021年4月1日から 2023年3月1日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 1	(注) 2

(注) 1. 第13回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2016年12月期から2021年12月期までのいずれか連続する2期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における経常利益の累計額が5億円を超過した場合、当該経常利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 第14回新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、2018年12月期から2020年12月期までの3事業年度における営業利益の額が次の各号に掲げる条件を全て満たしている場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
  - (a) 2018年12月期の営業利益が0百万円を超過していること
  - (b) 2019年12月期の営業利益が50百万円を超過していること
  - (c) 2020年12月期の営業利益が150百万円を超過していること
 ただし、上記の条件における営業利益の判定については、有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2年を経過する日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であった場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

## (2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松本 壮志	—
代表取締役	竹田 浩	株式会社ウィズ・パートナーズ ディレクター
取締役会長	松村 淳	株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役 アクセルマーク株式会社 取締役会長
取締役	江尻 隆	ディップ株式会社 監査役 株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役 株式会社SBI貯蓄銀行 取締役 株式会社オービック 取締役 ITN法律事務所 シニアパートナー アクセルマーク株式会社 取締役 (監査等委員)
取締役	飯野 智	株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業CIO 株式会社アドバンスト・メディア 取締役 アクセルマーク株式会社 取締役 株式会社CRI・ミドルウェア 取締役
常勤監査役	佐治 誠	—
監査役	江南 清司	—
監査役	大澤 玄	三浦法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役会長 松村淳氏、取締役 江尻隆氏及び飯野智氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 江尻隆氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 佐治誠氏、江南清司氏及び大澤玄氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 江南清司氏は、上場企業における経理・財務・会計業務等に関する豊富な経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 大澤玄氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 佐治誠氏及び江南清司氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役（うち社外取締役）	5名（3名）	34,029千円（4,800千円）
監査役（うち社外監査役）	3名（3名）	9,600千円（9,600千円）
合 計（うち社外役員）	8名（6名）	43,629千円（14,400千円）

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年10月15日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。また、2019年3月27日開催の第14回定時株主総会において、この報酬額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬限度額は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、金銭報酬の対価として発行・処分する譲渡制限付株式の上限を年5,000株とする旨の決議をいただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年10月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上表の報酬等の総額には取締役1名に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額2,283千円が含まれております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役松村淳氏は、株式会社ウィズ・パートナーズの代表取締役、及びアクセルマーク株式会社の取締役会長であります。当社と株式会社ウィズ・パートナーズ以外の兼職先との間に特別の関係はありません。
  - 取締役江尻隆氏は、ディップ株式会社の監査役、株式会社ウィズ・パートナーズ取締役、株式会社SBI貯蓄銀行の取締役、株式会社オービックの取締役、ITN法律事務所のシニアパートナー、及びアクセルマーク株式会社の取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社ウィズ・パートナーズ以外の各兼職先との間に特別の関係はありません。
  - 取締役飯野智氏は、株式会社ウィズ・パートナーズのマネージング・ディレクター ファンド事業CIO、株式会社アドバンスト・メディアの取締役、アクセルマーク株式会社の取締役、及び株式会社CRI・ミドルウェアの取締役であります。当社と株式会社ウィズ・パートナーズ以外の各兼職先との間に特別の関係はありません。
  - 株式会社ウィズ・パートナーズは当社の大株主であるウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、同組合は当社の株式を保有しております。
  - 監査役大澤玄氏は、三浦法律事務所のパートナーであります。当社は、三浦法律事務所所属の同氏以外の弁護士と法律顧問業務委託等の委託取引があります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松村 淳	当事業年度開催の取締役会17回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、戦略的な資本業務提携等に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。
取締役	江尻 隆	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、適法性、内部管理体制に関しても弁護士の見地から必要な発言を適宜行っております。
取締役	飯野 智	当事業年度開催の取締役会17回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、事業開発やアライアンス開発に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐治 誠	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、経営に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	江南 清司	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、財務及び会計に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	大澤 玄	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、発言を行い、また、法務面や内部統制に関する事項についても必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度開催の監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

和泉監査法人（一時会計監査人）

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は、2020年6月12日付で退任したため、2020年6月12日付で一時会計監査人として和泉監査法人を選任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続・体制等について確認し、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切か検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意を行っております。
3. 当事業年度の監査証明業務に基づく報酬には、上記以外に有限責任 あずさ監査法人に対する前事業年度に係る追加報酬額が24,500千円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の定める「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他業務の適正を確保するための体制」（2020年8月19日改定）の概要は以下の  
とおりであります。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、定款や法令諸規則への適合性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役及び執行役員会の職務執行の監督を行い、監査役は、取締役及び執行役員会の職務執行の監査を行う。
- ② 取締役会は、職務執行に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い業務を執行する。
- ③ コンプライアンス・リスク管理委員会において、各部門のコンプライアンスに関する課題を継続的に検討し、法令や社会規範等の遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
- ④ コンプライアンス・リスク管理委員会は、取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ⑤ 内部通報制度を設け、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等について、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限基準に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報は、法令ならびに情報管理規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- ② 各部署の業務遂行に伴って職務権限規程に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理する。
- ③ これらの情報は、主管部署が情報管理規程に基づき、情報資産の安全性の確保を適切に実施する。取締役、監査役及び会計監査人は、これらの文書又は電磁的媒体を常時閲覧できる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社が直面する可能性があるリスクを予め識別し、識別したリスクに対処するための体制を整備する。

- ② 取締役会は、コンプライアンス・リスク管理委員会を通じて、損失の危険の管理に関する諸規程を整備し、使用人は定められた諸規程に従い、損失の危険の管理を行う。
- ③ 識別したリスクについて、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応はコンプライアンス・リスク管理委員会が行い、個別のリスクは各部門が対応し、情報セキュリティに関するリスクの対応策の検討と運用はコンプライアンス・リスク管理委員会の下部組織である情報セキュリティ部会が行う。
- ④ 内部監査人は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役社長に報告し、コンプライアンス・リスク管理委員会にて問題点の把握と改善策の策定を行う。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合、コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて外部専門機関と連携して迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は機動的な職務の執行を目的として法令の範囲内で一部の権限を執行役員会に委譲し、取締役会は月に1回及び必要に応じて適宜開催し、経営の重要事項の検討・決議を行い、執行役員会は週に1回及び必要に応じて適宜開催し、取締役会から授権された範囲内で経営上の意思決定及び業務執行を推進する。
- ② 取締役社長の諮問機関として経営会議を設置し、取締役社長は、取締役の報酬や重要な意思決定等を諮問し、経営会議の意見を参考に取締役会で決定された経営方針に基づき、業務執行を行う。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための諸規程を整備し、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、各部門に権限を委譲することで、事業運営の迅速化、効率化を図る。

#### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の事務局業務及び監査役の職務の補助は、必要に応じて内部統制室、及び経営管理部が行うこととし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令は受けない。
- ② 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

- (6) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役は、取締役会、執行役員会議その他重要な会議に出席し、経営の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求めることができる。
  - ② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を監査役に報告し、監査役の情報収集、情報交換が適切に行えるよう協力する。
  - ③ 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項等の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
  - ④ 当社は、監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないことを当社の規程において明記し、周知徹底させる。
- (7) **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ・ 内部通報規程において、通報した者が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととする旨を定め、その旨を役職員に周知徹底する。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、監査の実効性を高めるために、取締役、内部統制室、経理部門及び会計監査人との意思の疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努める。また、取締役は監査役の監査が効果的に実施できるよう監査環境の整備に努める。
  - ② 内部統制室は、内部監査の年度計画を監査役会に報告し、監査役会と連携を取る。また、内部監査の実施状況及び監査結果を監査役会に報告する。監査役会は必要に応じて、内部統制室に対し、追加の監査・調査実施、改善策の策定を勧告することができる。
- (9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- ・ 監査役から職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求を受けたときは、監査役職務の執行に支障の無いよう速やかに費用または債務の処理を行う。

## (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを構築する。内部統制室は会計監査人と連携し、内部統制システムの有効性を継続的に評価し、不備があれば速やかに是正するとともに、取締役会、監査役会に報告する。
- ② 内部統制システムの不備及び開示すべき重要な不備の是正にあたっては、代表取締役を委員長とする「再発防止委員会」において是正策の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行い、さらなる不備が発見された場合は、速やかに是正するとともに、取締役会、監査役会に報告する。

## (11) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求は拒絶することを基本方針とし、これを社内外に周知し、明文化する。取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合、取引を解消する。
- ② 反社会的勢力対応統括部門を定め、情報の一元管理・蓄積を行う。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行う。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備え、警察や弁護士等の専門家と協力体制を構築し、不当要求が発生した場合、これら専門機関と連携し、対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行

取締役の職務執行を効率的に行うため、執行役員会議を週1回開催し、その内容等を取締役社長の諮問機関である経営会議において適宜意見交換し、業務執行を機動的に推進しております。

内部通報制度において、内部相談窓口に加え外部相談窓口を設置し、法令違反やコンプライアンス違反、それら疑義のある行為等に関する通報・相談を行いやすくしております。

### (2) 監査役の職務執行

監査役は取締役会や執行役員会等の重要な会議に出席し、取締役会や執行役員会等における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部監査人や各従業員に対するヒアリング等による情報収集に加え、取締役社長との定期的な会合を通じて、取締役の職務執行を監視・監督しております。

### (3) コンプライアンス及びリスク管理

情報セキュリティ及び情報保護を経営の最重要課題の1つとして捉え、国際標準化機構の認証規格ISO/IEC27001：2013に基づく情報セキュリティ管理体制を構築し、情報セキュリティ部会を中心として継続的な改善に取り組んでおります。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、事業展開と経営基盤の強化に備え、企業体質の強化を図るための内部留保資金を確保しつつ、株主価値の向上として株主への利益還元を行うこと、これを増加させていくことを基本方針としております。

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができるとしております。

また、当社は、「CATALYST（触媒）戦略」に基づき、重点産業におけるリーディングカンパニーとのアライアンスを起点に、独自ソリューションの提供、提携先との共同開発システム及びプロダクトの取り組み等、ソリューション提供によるフロー型収益の獲得に加え、ストック型収益の獲得及びそれに伴う事業ポートフォリオの更なる強化に向けて提携先との連携を促進しております。これにより、毎期黒字を維持しておりますが、更なる成長に向けた組織体制の基盤構築等を優先させるために内部留保資金として保有し、剰余金の配当を実施しておりません。

今後は、事業基盤の整備状況、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案し、株主への利益還元、内部留保、従業員への分配等の最適な割合を検討してまいります。

## 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,224,577</b>	<b>流動負債</b>	<b>363,158</b>
現金及び預金	2,603,793	買掛金	24,873
受取手形	5,170	短期借入金	96,528
売掛金	552,005	未払金	78,496
仕掛品	32,062	未払費用	32,788
前渡金	885	未払法人税等	13,641
前払費用	23,134	未払消費税等	49,239
その他	7,524	前受金	8,565
<b>固定資産</b>	<b>524,895</b>	預り金	9,026
<b>有形固定資産</b>	<b>178,155</b>	その他	50,000
建物	132,056	<b>固定負債</b>	<b>24,548</b>
車両運搬具	488	長期借入金	24,548
工具、器具及び備品	45,609	<b>負債合計</b>	<b>387,706</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>36,799</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	36,799	<b>株主資本</b>	<b>3,353,691</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>309,941</b>	資本金	1,022,967
投資有価証券	69,183	資本剰余金	2,459,775
敷金及び保証金	185,108	資本準備金	1,022,967
長期前払費用	16	その他資本剰余金	1,436,808
繰延税金資産	55,633	<b>利益剰余金</b>	<b>333,651</b>
		その他利益剰余金	333,651
		繰越利益剰余金	333,651
		<b>自己株式</b>	<b>△462,702</b>
		評価・換算差額等	5,248
		その他有価証券評価差額金	5,248
		<b>新株予約権</b>	<b>2,826</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>3,361,766</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,749,473</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,749,473</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

〔 2020年1月1日から  
2020年12月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,703,698
売 上 原 価		1,031,365
売 上 総 利 益		1,672,332
販売費及び一般管理費		1,421,907
営 業 利 益		250,425
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	26	
投資事業組合運用益	20,751	
そ の 他	1,939	22,717
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	569	569
経 常 利 益		272,572
特 別 利 益		
新株予約権戻入益	24	
投資有価証券売却益	1,999	
受 取 保 険 金	60,000	62,023
特 別 損 失		
特 別 調 査 費 用	176,822	176,822
税引前当期純利益		157,774
法人税、住民税及び事業税	16,383	
法人税等調整額	△4,724	11,658
当 期 純 利 益		146,115

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月19日

株式会社ALBERT  
取締役会 御中

和泉監査法人  
東京都千代田区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	諏訪 祐一郎	印
業務執行社員	公認会計士	松藤 悠	印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ALBERTの2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 和泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

株式会社ALBERT 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐治 誠 印

監査役（社外監査役） 江南 清司 印

監査役（社外監査役） 大澤 玄 印

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）の一部を変更するものであります。

### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次の通りであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 9,500,000株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>17,810,000株</u> とする。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、現在の経営体制の継続のため、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりです。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する 当社の 株式数
1	まつもと たけし 松本 壮志 (1980年6月17日)	2003年4月 株式会社ワールドインテック入社 2004年4月 同社福岡営業所所長兼FC事業本部西日本事業統括 部課長 2005年1月 同社FC事業本部事業統括室長 2006年4月 同社FC統括部門事業企画室長 2008年12月 株式会社システムリサーチ 経営企画担当執行役員 2009年7月 同社取締役経営企画本部長 2010年11月 同社代表取締役社長 2012年6月 株式会社デジタルハーツ 経営戦略室長 2013年10月 株式会社ハーツユナイテッドグループ 取締役 2014年7月 同社取締役COO 2017年8月 当社代表執行役員 2018年3月 当社代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役社長兼CEO 2020年5月 当社代表取締役社長（現任）	45,201株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
2	たけだ ひろし 竹田 浩 (1977年7月3日)	2000年4月 タキヒヨー株式会社入社 2007年8月 レッドホース株式会社入社 2007年10月 アジアンエイト株式会社 代表執行役員CEO 2009年9月 RHトラベラー株式会社 代表取締役社長 2011年2月 みらいコンサルティング株式会社入社 2015年1月 REANDA INTERNATIONAL LLKG出向 2016年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ ディレクター(現任) 2017年3月 当社社外取締役 2019年12月 アクセルマーク株式会社 取締役 2020年5月 当社代表取締役(現任)	一株
3	まつむら あつし 松村 淳 (1962年1月24日)	1986年4月 野村證券株式会社入社 2008年1月 株式会社クワイエット・パートナーズ 代表取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ 代表取締役(現任) 2012年3月 ナノキャリア株式会社 取締役 2017年3月 当社社外取締役 2019年12月 アクセルマーク株式会社 取締役会長(現任) 2020年5月 当社社外取締役会長(現任)	一株
4	えじり たかし 江尻 隆 (1942年5月16日)	1969年4月 弁護士登録 1977年11月 榊田江尻法律事務所(現 弁護士法人西村あさひ法律事務所)パートナー 1986年9月 日本弁護士連合会国際交流委員会 副委員長 1998年11月 株式会社有線ブロードバンドネットワークス(現株式会社USEN) 監査役 2003年6月 株式会社あおぞら銀行 監査役 2004年6月 安藤建設株式会社(現 株式会社安藤・間) 監査役 2006年6月 カゴメ株式会社 監査役 2010年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 監査役 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 監査役 ディップ株式会社 監査役(現任) 2012年8月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 社員 2015年6月 株式会社ウィズ・パートナーズ 取締役(現任) 2016年3月 株式会社SBI貯蓄銀行 取締役(現任) 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 株式会社オービック 取締役(現任) 2017年8月 名取法律事務所(現 ITN法律事務所) シニアパートナー(現任) 2019年12月 アクセルマーク株式会社 取締役(監査等委員)(現任)	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	いの さとる 飯野 智 (1965年7月9日)	1989年4月 株式会社日立製作所入社 2000年3月 CSKベンチャーキャピタル株式会社入社 2004年2月 同社取締役 2010年9月 株式会社ウィズ・パートナーズ 執行役員 2013年4月 同社投資運用部長 2013年6月 株式会社アドバンスト・メディア 取締役(現任) 2015年3月 株式会社ウィズ・パートナーズ マネージング・ディレクター ファンド事業CIO(現任) 2017年3月 当社社外取締役(現任) 2019年12月 アクセルマーク株式会社 取締役(現任) 2019年12月 株式会社CRI・ミドルウェア 取締役(現任)	一株

- (注) 1. 上記各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本壮志氏は、その他に自らが無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合を通じて当社普通株式38,700株を保有しております。
3. 松村淳氏、江尻隆氏、飯野智氏は社外取締役候補者であります。
4. 松村淳氏、江尻隆氏、飯野智氏を社外取締役候補者とした理由について
- ・松村淳氏は、戦略的な資本業務提携等における多数の経験と実績を、当社の経営に反映することを期待して、社外取締役候補者いたしました。
  - ・江尻隆氏は、法律専門家としての金融市場及び上場企業におけるコンプライアンス・ガバナンスに関しての有数の経験と実績を当社の内部管理体制に反映することで、当社の経営及び企業価値の向上に資することを期待して、社外取締役候補者いたしました。
  - ・飯野智氏は、IT・ヘルスケア等の数々のテクノロジーベンチャーを開発・育成してきた豊富な経験及び見識が、当社の事業開発やアライアンス開発に資することを期待して、社外取締役候補者いたしました。
5. 松村淳氏、江尻隆氏、飯野智氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって全員4年となります。
6. 事業報告「1. 会社の現況に関する事項」の「(15) その他会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、2019年12月期の一部取引についての売上高計上の妥当性について社内調査、外部調査委員会による調査が行われました。松村淳氏、江尻隆氏及び飯野智氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、社内調査の開始後は、当該取引の調査及び再発防止を指示する等、その職責を果たしております。
7. 松村淳氏、江尻隆氏、飯野智氏が所属する株式会社ウィズ・パートナーズはウィズ・アジア・エボリューション・ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。2020年12月31日時点において同組合が保有する当社の株式数は1,383,100株であります。
8. 当社は、松村淳氏、江尻隆氏、飯野智氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円が法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、松村淳氏、江尻隆氏、飯野智氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

当社は、2020年5月22日付「公認会計士等の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ」のとおり、同日開催の監査役会において一時会計監査人として和泉監査法人を選任し、現在に至っております。

当社といたしましては、和泉監査法人の専門性、独立性及び監査の品質の確保等を勘案し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われると判断し、監査役会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者といたしましたので、あらためて会計監査人に選任することをお願いするものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名	称	和泉監査法人
事	務	所
沿	革	1983年4月 設立
構	成	人
員		公認会計士等 19名 その他 2名

### 第4号議案 取締役に対する業績連動報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年10月15日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含みません。）（以下「金銭報酬」といいます。）として、ご承認をいただいております。また、2019年3月27日開催の第14回定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、上記の取締役の報酬等の額とは別枠で、年額200百万円以内（ただし、使用人兼取締役の使用人分の給与は含みません。）で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当該取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（譲渡制限付株式）を付与するための報酬として金銭債権（以下「譲渡制限付株式付与のための金銭報酬」といいます。）を支給することにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の取締役の任期が1年であることを踏まえ、対象取締役の報酬等の額と当社の毎年の業績との連動性を一層高めることにより当社の業績に対する意識を明確化させるとともに、当社の企業価値の継続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の金銭報酬の枠内で、新たに業績連動報酬を支給することと致したいと存じます。算定方法は以下のとおりです。本議案は、当社の経営会議からの答申を踏まえて取締役会で決議したものです。

なお、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

また、併せて、当社の執行役員に対しても、同様の業績連動報酬制度を導入する旨、経営会議からの答申を踏まえて取締役会で決議いたしております。

$(\text{税引前当期純利益 (円)} - \text{税引前前期純利益 (円)}^{*1}) \times 5\%^{*2} \times 75\%^{*3}$
---

- (注) 1. 当期（2021年12月期）における業績連動報酬のみ比較対象とする2020年12月期の利益は「前期営業利益」とします。これは、2020年12月期においては、同期に実施した外部調査委員会による調査に伴う調査費用として総額176百万円を特別損失として計上しているところ、一時的な事情であることから、かかる事情を勘案しないことが業績に対するインセンティブの付与として適切であるとの考えによります。
2. 当社に対する対象取締役の寄与度として当社が設定した割合となります。なお、執行役員に対する寄与度は2%と設定しております。
3. インセンティブ報酬の全体を100と仮定した場合において、そのうちの25%を譲渡制限付株式付与のための金銭報酬として支給するとの想定のもと、前期比増加純利益の寄与度に対し、75%を業績連動報酬として支給するとの想定で設定しております。
4. 税引前当期純利益及び税引前前期純利益は、有価証券報告書に記載されたものをいいます。
5. 税引前当期純利益が0ないし純損失の場合には、業績連動報酬は0となります。
6. 税引前前期純利益が0ないし純損失の場合には、上記算式における「税引前前期純利益」を0として業績連動報酬の額を算出します。
7. 各業務執行取締役に対する業績連動報酬の上限は固定報酬の5倍を上限とし、任期途中で退任した場合、支給しないものとします。

以上







## 株主総会会場ご案内図

【日時】2021年3月26日（金）午前10時（受付開始 午前9時30分）

【会場】東京都新宿区西新宿八丁目17番3号 住友不動産新宿グランドタワー 5F  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

【TEL】 03-3362-4791

※「ベルサール新宿セントラルパーク」「ベルサール西新宿」ではございませんのでご注意ください。

【交通】東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅（1番出口）」徒歩3分

※当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、なるべく上記公共交通機関をご利用ください。



### 【ご注意】

※株主総会会場へは5F～13Fに停まるエレベーター『A』をご利用ください。

30Fへ直通のシャトルエレベーター、14F～21Fに停まるエレベーター『B』は会場階である5Fには停まりません。

※会場は「ベルサール新宿グランド ホール」ではございません。ご注意ください。

